

平成 30 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会
9 月 定 例 会 議 録

平成 30 年 9 月 12 日 開 会

平成 30 年 10 月 9 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

第1号（9月12日）

○議事日程	4
○会議に付した事件	4
○出欠席議員	4
○説明のために出席した者	4

会 議

○開会・開議	5
○日程第 1 会議録署名議員の指名	6
○日程第 2 会期の決定	6
○日程第 3 管理者提案理由の説明	6
○日程第 4 認定第 1号 平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計歳入歳出決算認定について	7
○日程第 5 議案第 8号 平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計補正予算（第1号）について	17
○日程第 6 議案第 9号 財産の処分について	19
○散 会	25

第2号（10月9日）

○議事日程	28
○会議に付した事件	28
○出欠席議員	28
○説明のために出席した者	28

会 議

○開会・開議	29
○日程第 1 認定第 1 号 平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計歳入歳出決算認定について	29
○閉 会	40

第 1 日

平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会会議録(第1号)

平成30年9月12日(水曜日)

○議事日程

平成30年9月12日 午後1時30分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者提案理由の説明

日程第 4 認定第 1号 平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第 8号 平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について

日程第 6 議案第 9号 財産の処分について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 勝 亦 功 君	2番 勝間田 博文 君
3番 黒 澤 佳壽子 君	5番 杉 山 護 君
6番 鈴 木 豊 君	7番 遠 藤 豪 君
8番 高 橋 利 典 君	10番 菌 田 豊 造 君
11番 土 屋 光 行 君	12番 渡 辺 悦 郎 君
13番 大 窪 民 主 君	14番 高 畑 博 行 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

管 理 者	若 林 洋 平 君
副 管 理 者	込 山 正 秀 君
副 管 理 者	勝 又 正 美 君
会 計 管 理 者	勝 又 正 仁 君
事 務 局 長	長 田 喜 明 君
消 防 長	村 松 秀 樹 君
庶 務 課 長	勝間田 守 正 君
資 源 循 環 課 長	佐 藤 暁 将 君
事務局次長兼衛生センター所長	勝間田 邦 雄 君
管 理 課 長	勝間田 誠 司 君

予 防 課 長	平 野 利 政 君
消 防 次 長 兼 警 防 課 長	谷 中 修 君
通 信 指 令 課 長	小 澤 進 君
御 殿 場 消 防 署 長	岩 田 誠 君
小 山 消 防 署 長	込 山 眞 治 君
御 殿 場 市 副 市 長	瀧 口 達 也 君
御 殿 場 市 企 画 部 長	井 上 仁 士 君
御 殿 場 市 総 務 部 長	田 代 吉 久 君
御 殿 場 市 環 境 部 長	勝 又 裕 志 君
小 山 町 副 町 長	室 伏 博 行 君
小 山 町 副 町 長	杉 本 昌 一 君
小 山 町 企 画 総 務 部 長	湯 山 博 一 君
小 山 町 住 民 福 祉 部 長	小 野 一 彦 君

○職務のため出席した者

庶務課総務スタッフ課長補佐	込 山 次 保
庶務課総務スタッフ主任	勝 亦 俊 尚
庶務課総務スタッフ主任	稲 優 子

○議長（大窪民主君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（大窪民主君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（大窪民主君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第1号）、管理者提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は先に議員各位に配付済みであります。

○議長（大窪民主君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において12番 渡辺悦郎議員、14番 高畑博行議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（大窪民主君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会の会期は、本日9月12日から10月9日までの28日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は28日間と決定いたしました。

○議長（大窪民主君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました認定第1号、議案第8号及び議案第9号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者

○管理者（若林洋平君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会に提出いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、決算案、予算案、契約案の3件となっております。

以下、議案番号に従い、順次御説明を申し上げます。

それでは、認定第1号「平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

一般会計の決算概況は、歳入歳出予算55億2,715万9,000円に対しまして、歳入総額が55億3,159万3,424円、歳出総額が51億6,171万2,896円となっており、歳入歳出差引額は、3億6,988万528円となっております。

歳入歳出差引額から平成30年度への繰越事業に充当する財源を差し引いた実質収支額は7,063万8,528円となりました。

予算執行状況につきまして、歳出から申し上げます。

歳出の内訳は、53.5%に当たります27億6,095万5,000円が人件費、物件費等の消費的経費でございます。

また、41.7%に当たる21億4,989万7,000円が投資的経費で、ごみ再資源化施設整備事業、消防本部車両等の更新整備事業でございます。

その他の経費は、4.9%で、2億5,086万1,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、市・町の負担金が全体の52.8%に当たります29億1,823万円余、使用料及び手数料が2億5,592万円余、国庫補助金が5億102万円余、県補助金が407万円余、財産売払収入が630万円余、基金繰入金が3億931万円余、繰越金が1億1,064万円余、組合債が12億6,560万円となっております。

その他は、財産運用収入、組合預金利子及び雑入で、1億6,046万円余でございます。

次に、議案第8号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について」申し上げます。

今回の補正額は、5,111万3,000円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ30億8,111万3,000円となります。

補正の背景、要因といたしましては、前年度繰越金の精算、並びに当初予算編成後の事情変化により必要となりました経費の措置をするものでございます。

歳出の主なものは、一般管理費の職員退職手当基金元金を積み立てるものでございます。

歳入は、平成29年度の決算確定に伴い、繰越金を6,063万8,000円増額するとともに、分担金及び負担金につきましては、今回の補正事項に係る増額分を差し引いた、952万5,000円を減額するものでございます。

また、指定ごみ袋調達・配送・保管業務並びに受注及び廃棄物処理手数料等出納管理業務委託につきまして、平成31年度から平成33年度までを期間として、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

次に、議案第9号「財産の処分について」申し上げます。

本案は、組合が所有する旧RDFセンター用地を取得の要望がありました小山町に処分するに当たり、過日仮契約を締結をいたしました。当該用地の価格が2,000万円以上、かつ、面積が5,000㎡以上でありますことから、議会の議決を経たく、提案するものでございます。

以上で、本日提出をいたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(大窪民主君)

日程第4 認定第1号「平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

この際、あらかじめ御了承願います。平成29年度決算の審議に当たっては、本日は当局の決算書及び附属資料による内容説明のみとし、質疑については来る10月9日の本会議において行いたいと思いますので、御了承願います。

当局から平成29年度決算の説明を求めます。

事務局長

○事務局長（長田喜明君）

ただいま議題となりました、認定第1号について、内容の説明をいたします。

資料1、議案書の1ページ及び資料4、決算附属資料1ページをお開きください。

平成29年度の決算を見ますと、再資源化センターの竣工を大きな要因として、歳入、歳出、共に大幅増となりました。

それでは、初めに、決算の概要について説明いたしますので、資料4、決算附属資料の1ページの「1一般会計決算概況」をごらんください。

1の歳入総額は、前年度に比べ58.6%増の55億3,159万3,000円、2の歳出総額は、前年度に比べ52.8%増の51億6,171万3,000円となりました。

3の歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は、前年度に比べ234.3%増の3億6,988万円でした。

4の翌年度へ繰り越すべき財源は2億9,924万2,000円、これは旧RDFセンター解体に係る繰越明許分です。

5の実質収支額は、7,063万8,000円となり、前年度に比べ36.2%の減となりました。

6の単年度収支額は、平成29年度の実質収支額から平成28年度の実質収支額を差し引いた額ですが、4,000万6,000円のマイナスとなりました。

7から9の積立金、繰上償還金、積立金取崩額については該当がありませんでしたので、10の実質単年度収支額は、6の単年度収支額と同額となります。

次に、2の市町の負担金の状況ですが、（1）の負担金対象人口及び（2）の項目別負担割合に基づき、（3）の項目別決算額の合計欄のとおり、御殿場市が23億1,739万8,000円、小山町が6億83万3,000円の、計29億1,823万1,000円でした。

次のページの「歳入項別集計表」をお開きください。

各款項ごとの内容説明は、後ほど、歳入歳出決算事項別明細書により、説明いたしますので、ここでは最下段の計の欄についてのみ御説明いたします。

当初予算額は50億円でしたが、補正予算で5億2,715万9,000円の増額をしました。継続費及び繰越事業費繰越財源充当額はありませんでしたので、予算現額の

計は55億2,715万9,000円となりました。

3ページに移りまして、調定額は55億3,159万3,424円で、収入済額は調定額と同額です。

次のページの「歳出目別集計表」をお開きください。

こちらにも最下段の計の欄についてのみ説明いたします。

4ページの予算現額につきましては、歳入で説明した額と同額です。

5ページ、支出済額は51億6,171万2,896円で、翌年度繰越額欄、繰越明許費が2億9,924万2,000円ございましたので、予算現額の計からそれぞれを差し引いた不用額は、6,620万4,104円となりました。

次のページの「目的別・性質別経費の状況」をお開きください。

初めに、6ページ、消費的経費のうち、人件費は、事務局職員24人、消防職員152人の職員の給料、各種手当、共済費などが主なものです。

物件費は、消耗品、燃料費、施設や機器の清掃・保守点検委託などが主なものです。

維持補修費は、施設や機器などの修繕、補修に要した経費です。

扶助費は、児童手当です。

補助費等は、各種事業の負担金・交付金、建物や自動車などの保険料などが主なものです。

次に、7ページの投資的経費ですが、普通建設事業費の主なものは、ごみ再資源化施設建設事業費につきましては事業費全般、常備消防費については救助工作自動車等の車両購入費となります。

その他の経費のうち公債費は、組合債の元金及び利子で、積立金出資金等は基金への元金及び運用利子の積み立てです。

各経費の構成割合は、最下段に記載のとおりです。

次のページの「性質別経費の財源内訳」をお開きください。

9ページ右の欄、財源構成の下段、合計欄のとおり、特定財源は48.5%で、市町の負担金等が主たる財源となる一般財源は、51.5%となりました。

特定財源の主なものは、廃棄物処理手数料、ごみ再資源化施設建設に係る国庫補助金、職員退職手当基金及び諸施設整備等基金からの繰入金、焼却センター発電売電料、ごみ再資源化施設建設整備事業及び救助工作自動車導入事業に係る組合債などです。

次のページの「経費別構成状況」をお開きください。

この表は、歳出の目ごとに、節の区分別の構成状況を一覧にしたもので、上段が目の区分となり、左の欄が節の区分となります。

目別では11ページのごみ再資源化施設事業費が37.7%と、節別では17節再資源化施設のPFI業務に係る公有財産購入費が35.3%と、それぞれ大きな割合を占

めています。

次のページの「組合債の目的別・借入先別現在高」をお開きください。

12ページの左の欄が区分ごとの平成28年度末の現在高です。

平成29年度は、ごみ再資源化施設建設整備事業と救助工作車導入事業に対し、12億6,560万円の借り入れを行う一方、1億4,303万余の元金を償還したため、平成29年度末現在の残高は、21億6,894万円余となり、平成28年度末に比べ11億2,256万円余の増となりました。

借入先別の内訳については、政府資金関係が3,417万円余、その他として、市町村振興協会や市内金融機関が、21億3,477万円余となっています。

なお、新たに借り入れを行ったため、借り入れ件数の合計は3件増の24件となっています。

次の14ページから26ページまでは、各所属別の事業実績となっていますので、後ほど御確認ください。

飛んで27ページをお開きください。

このページは一般会計の未収入調書ですが、該当はありません。

次の28ページをお願いします。

この表は一般会計の500万円以上の収入減調書です。

廃棄物処理手数料は、指定ごみ袋の販売数量の減によるものです。

救助工作車導入事業は艀装の変更と乗せ替え部品の見直し及び入札による事業費の減により借入額も減となりました。

次の29ページは、一般会計の予算現額と支出済額に500万円以上の予算残が生じた事業の一覧です。

塵芥処理費は、事業の繰り越しと旧清掃センター用地の補助金未返還による減です。

し尿処理費は、電気料の算定に係る燃料費調整額がマイナスで推移したことにより電気料が減となったものです。

常備消防費は、先ほど御説明申し上げた救助工作車導入事業によるものです。

次のページをお開きください。

30ページのこの表は「ごみ焼却施設周辺整備事業の実施状況」を一覧としたものです。

次の31ページは、平成29年度に実施した主要事業の実績を一覧としたものです。

以上が、平成29年度決算の概要説明となります。

続きまして、詳細の説明をさせていただきますので、資料3、平成29年度一般会計歳入歳出決算書を御用意ください。

初めに、事項別明細書により、歳入から説明をいたしますので、決算書の12、13

ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目負担金は、構成団体の御殿場市と小山町からの負担金で、前年度比 3 億 7, 783 万円余、14.9%の増となりました。決算附属資料 1 ページにあります項目別の市・町の負担割合率により算定されております。

2 款使用料及び手数料は、前年度比 186 万円余、0.7%の微減となりました。

1 項 1 目総務使用料は、行政財産の目的外使用に関する条例の規定に基づく使用料です。

2 目衛生使用料は、斎場の火葬炉、告別式場及び霊安室の使用料です。

決算附属資料 14、15 ページに斎場使用状況が掲載されていますので、併せてご覧ください。

平成 29 年度は、前年度と比べると全体的に件数が増加しました。

2 項手数料は、前年度比 1.5%の減となりました。

1 目衛生手数料の備考欄、指定ごみ袋廃棄物処理手数料は、市町民が集積所等に指定ごみ袋を利用して廃棄物を処理する際の手数料です。

焼却廃棄物処理手数料は、焼却センターへ自己搬入された焼却ごみの処理手数料です。

再資源廃棄物処理手数料は、昨年 10 月に竣工した再資源化センターへ自己搬入された粗大ごみ・不燃ごみ等の処理手数料です。

2 節斎場手数料は、斎場で交付した分骨証明に係る手数料です。

2 目消防手数料は、危険物施設の変更許可及び完成検査の申請が減少したことにより前年度比 144 万円余、28.7%の減となりました。

3 款 1 項国庫補助金ですが、再資源化センター竣工などにより前年度比 56%の増額となりました。

次のページをお願いします。

1 目衛生費国庫補助金の備考欄、循環型社会形成推進交付金は、再資源化センターの建設整備に係る補助金です。

2 目消防費国庫補助金の備考欄、東富士演習場周辺消防施設設置助成事業費補助金は、小山消防署に配備した救助工作車の更新に係る補助金で、補助率は、基準額の 3 分の 2 です。

4 款 1 項 1 目消防費補助金は、前年度比 67 万円余、20%の増となりました。

備考欄、一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業費補助金は、化学防護服や空気呼吸器などの整備費のほか、御殿場消防署に配備した指揮車の更新事業に対して交付された補助金で、補助率は 3 分の 1 です。

5 款 1 項 1 目利子及び配当金は、平成 28 年度に職員退職手当基金を取り崩したため、前年度比 27 万円余、36.1%の減となりました。備考欄記載の基金利子です。

2目財産売却収入は、旧RDFセンター用地の一部、844.67㎡を小山町の町道整備事業のために売り払ったものです。

6款1項1目基金繰入金は、前年度比415.5%の増額です。備考欄の退職手当基金と、次ページの諸施設整備等基金を、取り崩したものです。

7款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金で、前年度比1,796万円余、14%の減となりました。

8款諸収入は、前年度比2,867万円余、21.8%の増となりました。

1項1目組合預金利子は、歳計金預金利子です。

2項1目雑入の備考欄、東名救急業務支弁金は、東名高速道路での救急業務に対して、特別な財政負担が生じることから、中日本高速道路株式会社から財政措置されたものです。

環境保全負担金は、焼却センターの焼却灰の資源化処分に伴う御殿場・小山環境テクノロジー株式会社からの負担金です。

焼却センター発電売電料は、焼却センターで発電した電気を日立造船株式会社に売電した料金です。各月ごとの電力量の推移を、資料4、決算附属資料の16ページに発電データとして取りまとめてありますので、後ほどごらんください。

再資源化物売却料は、昨年10月に竣工した再資源化センターの稼働に伴う新規の歳入で、同センターを運営するSPCが、瓶、缶、ペットボトル等の資源物を、組合から買い取った金額と、その売却益の一部を上乗せした金額を組合に支払われたものです。

同様に、コンテナ洗浄料は、資源物等の回収用を使用して汚れたコンテナを御殿場市から受託して同センターで洗浄を行った料金です。

9款組合債は、前年度比2,731.3%の大幅増となりました。

1項1目衛生債の備考欄、ごみ再資源化施設建設整備事業は、県市町村振興協会から借入利率年0.02%、償還期間12年で借り入れた1億1,450万円と沼津信用金庫から借入利率0.55%、償還期間12年で借り入れた10億7,650万円の合計額となっております。

2目消防債の備考欄、救助工作車導入事業は、県市町村振興協会から借り入れたもので、借入利率は年0.02%、償還期間12年で借り入れたものです。

以上、17ページの下段の調定額及び収入済額は、同額の55億3,159万3,424円となりました。

続いて、歳出の説明をいたしますので、18ページ、19ページをお開きください。

歳出につきましては、右側の備考欄を中心に説明いたしますが、人件費、車両管理費及び一般諸経費については、特に必要がある場合を除き、説明を省略させていただきます。なお、備考欄の大きな数字は大事業、丸囲み数字は細事業で、括弧内は予算現額と

なっております。

1 款 1 項 1 目議会費の執行率は、92.9%でした。

3 の①は、湖西市消防本部及び志太消防本部への議員行政視察に要した経費です。

2 款 1 項 1 目一般管理費の執行率は、99.3%でした。

1 の④は、定年退職者6人及び早期退職者2人の計8人分の退職手当と事務局及び消防職員に係る児童手当です。

次のページをお願いします。

3 の①は、組合事務室の維持管理費に係る御殿場市への負担金です。

②は、斎場ほか、各施設の建物損害共済の保険料です。

③は、西館解体に伴い分館への移転に要した経費です。事務室、書庫、会議室の間仕切り等の設置経費のほか、御殿場市への移転費用の負担金です。

4 の①は、職員の健康診断のほか、現場作業に従事する職員の破傷風の予防接種や、B型肝炎の抗体検査等に要した経費です。

③は、当初予算の給料の1,000分の1.5を、職員互助会の運営経費として、交付したものです。

④、⑤、⑦及び⑧はそれぞれ記載の事務に係る御殿場市への負担金です。

⑨は、職員採用試験等に要した経費です。

5 の①から③は、それぞれ記載の元金または利子を、それぞれの基金に積み立てたものです。

8 の①から③は、業務で使用しているパソコンのネットワークシステム等の維持管理に係る御殿場市への負担金です。

④は、組合の出納事務に係る御殿場市への負担金です。

次に、3 款 1 項 1 目斎場費の執行率は、96.3%でした。

次のページをお願いします。

備考欄 1 の①は、ガスヒートポンプ式空調機交換修繕や、火葬炉3基の台車ブロック交換修繕、また、予備費を充用して実施した屋上防水修繕及び渡り廊下屋上防水修繕などに要した経費です。

②は、火葬炉用の灯油代、冷暖房用のプロパンガス代、水道料及び電気代です。施設利用の増加に比例して、前年度比84万円余、12.7%の増となりました。

③は、火葬等業務のほか、設備の保守点検等の委託に要した経費です。

④は、斎場敷地の土地借上料です。

次に、2 項 1 目塵芥処理費の執行率は73.1%でした。

2 の①は、SPCに対する、焼却センターの運営事業費のほか、ごみ計量業務等、焼却センターの運営・維持管理に要した経費です。

②は、焼却灰を資源化するに当たり、受け入れ先の自治体である三重県伊賀市及び茨城県鹿嶋市へ支払った環境保全負担金です。

③は、焼却センター敷地等の土地借上料です。

④は、御殿場市道4163号線道路改良工事など、資料4、決算附属資料30ページに記載の、事業に対する御殿場市への負担金です。

3は、指定ごみ袋の作製、配送、販売の業務に要した経費です。

4は、RDFセンターの解体設計委託費及び機械警備委託費、並びに小山町に委託した施設解体工事費の前払金及び工事事務費の負担金等です。

なお、施設解体事業に係る負担金、2億9,924万2,000円を、繰越明許費として、平成30年度に繰り越しいたしました。

次のページをお願いします。

2目し尿処理費の執行率は97.1%でした。

2の①は、処理棟、管理棟、井戸設備等に要した電気料です。

②は、施設運転技術管理及び夜間機械警備に係る委託料です。

③は、各種機器の定期的な保守・点検・整備などの委託に要した経費です。

⑤は、施設の長寿命化を図るため、長年の使用により劣化した100キロ処理棟ばっきブロワなどの、各種機器の修繕及び部品交換に要した経費です。

⑥は、施設用地の土地借上料です。

⑦は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に必要な薬品類等の消耗品費です。

⑨は、神場地先にある最終処分場の維持管理や放流水水質分析、土地借り上げ等に要した経費です。

次のページをお願いします。

3目ごみ再資源化施設事業費の執行率は99.9%です。

2の①は、施設整備の建設モニタリング業務及び10月から半年間の運営モニタリング業務に係る委託料のほか、施設の完成に伴う整備費の支払い金である公有財産購入費等です。

3の①は、施設用地の土地借上料です。

②は、SPCに対する、再資源化センターの運営事業費等です。

③は、廃乾電池等の廃棄物の処理委託料及び小山町の最終処分場への不燃物の運搬手数料です。

以上で、3款の説明を終わりにいたします。

以下、4款消防費につきましては、消防長から説明させていただきます。

○議長（大窪民主君）

消防長

○消防長（村松秀樹君）

それでは、4款消防費1項1日常備消防費について御説明申し上げます。

決算書の28、29ページをお願いいたします。

常備消防費は、常備消防の管理運営に要した経費及び資機材の整備に要した経費で、執行率は、98.3%です。

不用額につきましては、車両の購入費に関するものが主なものです。

備考欄の主な事業について、順次説明をさせていただきます。

備考欄1は、③の職員152名分の人件費が主なものです。

なお、人件費は、常備消防費全体の78.9%を占めております。

2の①は、御殿場消防庁舎、小山消防署、富士岡分署・西分署・須走分署の庁舎管理に要した経費で、清掃管理や空調設備、エレベーターなどの保守委託が主なものです。

②は、庁舎5か所の灯油・電気・ガス・水道等の光熱水費です。

③は、通信指令台と各消防署・分署・管内医療機関等を結んでいる、専用回線の使用料及び携帯電話等の通話に要した経費と、高機能消防指令システムに伴う指令回線及び情報通信ネットワークで使用する、通信料に要した経費です。

④は、庁舎5か所の修繕に要した経費で、21件の修繕がありました。

⑤は、富士岡分署敷地の土地借上料です。

⑥は、複写機、OA機器の借上料及び浄化槽の清掃、水質検査手数料並びに庁舎管理用消耗品が主なものです。

3の①は、空気呼吸器や、災害対策資機材の整備に要した経費が、主なものです。

②は、市民・町民の防火意識の高揚を図るための事業で、幼年消防クラブの育成や、火災予防広報紙の作成費などが主なものです。

③は、救急処置用消耗品の補充及び救急救命士の養成や、病院研修費が主なものです。

④は、消防救助隊、水難救助隊、消防音楽隊の3隊の運営に要した経費で、訓練用消耗品の補充及び備品の購入となります。

⑤は、119番通報を受信する、高機能消防指令システムが8年を経過したことから、老朽化した構成機器を一部更新して、延命化を図った経費、及び消防署活動用無線機の借上料が主なものです。

4の①は、10課程に18名の職員を派遣することに要した、旅費及び研修負担金が主なものです。

②は、消防大学校における1課程に、1名の職員を派遣することに要した、旅費及び研修負担金が主なものです。

③は、消防業務に必要な小型移動式クレーン運転技能、玉掛け運転技能講習など4講習へ4名の受講に要した経費です。

5の①は、消防自動車・救急自動車など、消防車両33台分の車両燃料費と、車検整備費11台分を含む、車両維持管理に要した経費です。

②は、小山消防署に配置した、救助工作車と御殿場消防署に配置した指揮車の2台を更新した経費です。

6は、事務消耗品や、職員の貸与被服、参考図書、庁用備品等の購入に要した経費です。

7の消防長会負担金は、全国、関東、県及び県東部それぞれの、各消防長会への負担金です。

次に、予備費の充用につきましては、救助大会の全国大会水上の部へ出場するに当たりシュノーケルや足ひれなどの消耗度が激しく機能低下となったものの更新。また、庁舎の外灯やオーバースライダーの修繕及び、衣類乾燥機やパソコンの故障による設備機器の購入。そのほか、当初の新規採用職員6名を予定しておりましたが、欠員補充により8名を採用したことによる2名分の貸与被服の購入費を充用したものでございます。

以上で、4款1項1目常備消防費の説明を終わります。

○議長（大窪民主君）

事務局長

○事務局長（長田喜明君）

それでは、引き続き、5款以降について、内容の説明をいたします。

30、31ページをお願いします。

5款1項1目元金の執行率は、99.7%でした。

①から③の組合債の元金償還に要した経費です。

2目利子の執行率は、94.1%でした。

不用額については、③の消防施設償還利子に係る借り入れ利率を1%と見込んで予算計上したところ、0.02%で借り入れすることができたことによるものです。

6款1項1目予備費は、緊急な対応が必要となった備考欄記載の各科目の事業に充用したものです。充用先の科目で説明をいたしましたので、ここでの説明は省略させていただきます。

次のページをお願いします。

以上、歳出合計は、予算現額55億2,715万9,000円に対し、支出済額は51億6,171万2,896円で、翌年度繰越額欄、繰越明許費が2億9,924万2,000円ございましたので、不用額は、6,620万4,104円となり、支出済額の予算現額に対する執行率は93.4%となりました。

次のページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、冒頭に、決算附属資料1ページの一般会計決算概況で

同様の説明をしておりますので、ここでの説明は省略いたします。

次に、36ページから39ページまでは、公有財産のうち土地及び建物に関する調書です。

平成29年度中は、土地は36ページ中段の、旧RDFセンター用地の一部を処分したことにより、844.67㎡の減少、建物は、次のページをお願いします。39ページ中段の、再資源化センター工場棟・管理棟以下、各棟の合計6,708.27㎡が増加しました。

次のページをお願いします。

基金は、職員退職手当基金及び諸施設整備等基金で、前年度末の現在高は、合わせて3億983万円余でした。

平成29年度は、職員退職手当基金を1億1,100万円取り崩し、諸施設整備等基金を1億9,831万7,000円取り崩し、同基金へ1億円の元金積み立てを行いました。また、利子積み立てが合わせて48万円余あったため、年度末の現在高は、1億100万2,579円となりました。

次に、41ページから46ページまでは、30万以上の物品について掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思えます。

以上、認定第1号、平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合歳入歳出決算認定に係る内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大窪民主君）

以上で、認定第1号「平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」の説明を終わりといたします。

○議長（大窪民主君）

日程第5 議案第8号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（長田喜明君）

ただいま議題となりました議案第8号について、説明いたします。

資料6、補正予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,111万3,000円を追加し、予算の総額を30億8,111万3,000円とすること、第2条では、債務負担行為の補正を定めております。

それでは、事項別明細書により歳出の内容から、説明いたしますので、18、19ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費の説明欄1の①は、職員退職手当基金元金として、5,000万円を積み立てるものです。

平成28年度に7人、平成29年度は6人の定年退職者があり、2か年で1億7,100万円の基金の取り崩しをしたため、今後の市町の負担の平準化を図るために、当該基金への積み立てを行うものです。なお、この積み立てにより、当該基金の年度末残高は5,090万円余となります。

次のページをお願いします。

3款1項1目斎場費の説明欄1の①は、斎場火葬炉内の主燃炉排煙吸い込み口アーチの損傷により、緊急修繕が必要となりましたので、施設修繕費の増額補正を行うものです。

次に、歳入の説明をいたします。ページをお戻りいただき、14ページ、15ページをお開きください。

6款1項1目繰越金については、平成29年度の決算確定により、実質収支額が7,063万8,000円となりましたので、当初予算で計上済みの1,000万円を差し引いた6,063万8,000円を増額するものです。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

1款1項1目負担金は、繰越金の精算と歳出の補正の結果、市町の負担金を減額するものです。

内訳としましては、御殿場市分が769万5,000円、小山町分が183万円の減額となります。

次に、4ページをお開きください。

債務負担行為の設定について説明いたします。

第2表債務負担行為は、指定ごみ袋調達・配送・保管業務並びに受注及び廃棄物処理手数料等出納管理業務委託について、平成31年度から平成33年度までを期間とし、限度額1,000万円の債務負担行為を設定するものです。

以上、議案第8号、御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）についての内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第8号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

日程第6 議案第9号「財産の処分について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（長田喜明君）

ただいま議題となりました、議案第9号について説明いたします。

お手元の資料1、議案書の2ページをお開きください。

本案は、当組合が所有している旧RDFセンター用地について、小山町から取得の要請を受け、協議を重ねた結果、このたびその協議が整い、広域行政組合契約規則の規定により、資料2、議案資料3ページ、4ページの内容で、平成30年8月28日付で、土地売買仮契約書を締結いたしました。この土地の処分をするに当たり、予定価格が2,000万円以上、かつ面積が5,000㎡以上のため、条例の定めにより議会の議決を経て、本契約を締結いたしたく提案するものでございます。

資料2、議案資料の1ページをお開きください。

こちらは、今回処分をいたします土地の案内図となっております。東名高速道路足柄サービスエリアの北東側に位置しております。

次の2ページですが、こちらは、処分の対象となる、土地の公図の写しと、詳細となります。

小山町桑木地先の全10筆、実測面積は、2万1,709.42㎡、現況地目につきましては、構造物解体後の評価となることから雑種地としております。

価格は鑑定評価に基づき、総額1億7,693万1,000円で処分するものです。

以上で内容の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番 勝亦 功議員

○1番（勝亦 功君）

直ちに質疑をするべきでありますけれども、一言申し上げたいと思います。

私は広域議会議員の一人として、また、一個人としても、小山町で展開されているさまざまな活性化策を高く評価しているものでございます。そして、その計画の実現に心から完成することを願っております。

しかしながら、この本議案に関して、小山町当局からは、御殿場市・小山町広域行政組合議会に対して説明の時期や方法等が適切であったのか懸念を抱かざるを得ないわけでありまして。私どもが今後とも良好な信頼関係が継続できるよう期待をしております。

それでは、以下3点の質疑を行います。

最初の1点目でありますけれども、本議案が9月定例会に上程された背景を伺います。RDFセンター解体工事ということだけならば、工事完了のめどが立つ12月議会の上程であっても遅くはないと考えますけれども、いかなる事情があったのか確認をさせていただきたいと思います。

2点目、契約書にございますが、第4条第2項についての説明をお願いしたいと思います。特に進捗状況による支障がないと認めたときは、所有権移転登記に必要な書類を交付できるとした文言について、通常は更地となった後に所有権移転登記と売買代金の決済が完了するというふうに理解しておりますけれども、その進捗状況云々の文言について、これが妥当なのか、この御見解をお願いしたいと思います。

3点目、この契約書の中では、「本契約では、広域行政組合議会と小山町議会での議決を経た時点で本契約とみなす」とあります。これでは所有権移転登記が完了しない以

前に、あるいはまた売買代金の決済がされる以前に本契約と見なされると解釈できますけれども、この契約書について妥当なのかどうか、これも合わせて御見解をお示しいただきたいと思います。

以上、3点、よろしく願いいたします。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（勝間田守正君）

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の今回の9月定例会に上程させていただきました背景につきまして、御説明申し上げます。

組合では、小山町へ委託して実施しております解体工事につきましては、工場棟の解体工事が大きなウエイトを占めていると考えております。現在、工場棟建屋の7割程度の解体が終了しており、7月の事故後に安全対策等を考慮して再提出されました工事の計画工程表からも、年度内に工事が完了することを確認させていただきました。さらに上程する背景といたしまして、小山町の事業計画における静岡県への土地利用承認申請の提出期限が10月上旬であることもあり、以上のことから今回売買契約を締結することは適切であると判断し、本議会に上程することとなりました。

次に、2点目の仮契約書第4条第2項の詳細説明ですが、この項は所有権移転登記に必要な書類の交付時期と売買代金の納入方法について定めたものでございます。

「御殿場市・小山町広域行政組合ごみ固形燃料化施設解体工事委託に関する覚書」とは、平成29年12月27日に組合と小山町との間で、旧RDFセンターの解体工事を小山町に委託して実施することについて締結した覚書で、委託業務の範囲や事務費の負担について定めたものでございます。

「解体工事の進捗状況により支障がないと認めるときは、所有権移転登記に必要な書類を交付できる」とは、所有権移転登記の手続には期間が必要となるため、組合が更地になる見込みがついたと判断した段階で、所有権移転登記に必要な書類を交付するとともに、前払い金として契約金額の7割を請求することができる旨を定めたものでございます。

いずれにいたしましても、この契約の履行において土地の引き渡しは、解体工事の終了後となりますので、妥当であると考えております。

最後に、3点目の本契約締結となってしまう懸念についてですが、御殿場市・小山町広域行政組合契約規則第30条第2項では、「議会の議決に付すべき契約及び取得又は処分に関する条例に規定する契約を締結しようとするときは、議会の議決があったときに当該契約を締結する旨を記載した仮契約書を作成しなければならない」と規定されて

おり、この規定を遵守したものであるため、組合議会及び小山町議会での議決をもって本契約を締結することについても妥当であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と勝亦 功君)

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑はありませんか。

2番 勝間田博文議員

○2番（勝間田博文君）

今回、契約を締結するに当たり、今後、不測の事態により年度末までに解体工事が完了しなかった場合の対応と契約書との整合性は図ることができるのか伺います。

そして、また、今回の契約は仮契約とのことですが、本契約の締結はいつなのか、締結時期について伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（勝間田守正君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、今回の売買契約は旧RDFセンターの各施設の解体工事が完了することが条件となります。

7月の不慮の事故後、小山町と請負業者である臼幸産業とで、労働基準監督署からの指導に基づく事故再発防止対策や安全対策を考慮して、工事の計画工程表の見直しが図られました。

先ほども御説明しましたが、組合で確認した結果、提出された計画工程表の各工程には無理がなく、年度内に解体工事が完了し、土地の引き渡しができるかと判断しておりますので、現段階においては、大規模災害などが起こらない限りは、不測の事態は発生しないと考えておりますが、万が一、契約の内容に変更が生じた場合には、小山町との協議の上、変更契約の手続を踏んで対処していきます。

なお、本契約の締結時期につきましては、先ほども申しましたが、組合議会及び小山町議会での議決をもって本契約となりますが、所有権移転登記や土地の引き渡しにつきましては、解体工事の完了後となります。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と勝間田博文君)

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑はありませんか。

8 番 高橋利典議員

○8 番（高橋利典君）

1 点、お伺いいたします。

御殿場市・小山町広域行政組合の責任として質問いたしますが、小山町は取得した土地を譲与地として民間事業者に貸すのか、また売却するのか、どのようなものに活用するのか伺います。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（勝間田守正君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

組合は、新ごみ処理施設建設検討委員会の中で、利用計画のなくなった旧 R D F センター跡地及び旧清掃センター跡地について、御殿場市及び小山町に利用計画を検討していただくことを依頼してきました。

昨年 9 月に、小山町より事業計画があるため買収したい旨の回答をいただきました。

その後、小山町からは、取得した土地の処分につきましては、民間開発事業者に売却すると報告を受けております。

また、跡地の利用計画につきましては、旧 R D F センター用地を含む足柄サービスエリア周辺、約 3 8 ha が静岡県が進めております、内陸フロンティアを拓く取り組みの推進区域として位置づけられており、地場産品ゾーン、店舗飲食ゾーン、滞在ゾーン等からなる「足柄サービスエリア周辺地区複合観光施設開発事業」として民間事業者が、土地利用事業を進めていくと報告を受けております。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と高橋利典君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑ありませんか。

3 番 黒澤佳壽子議員

○3 番（黒澤佳壽子君）

組合の公有地売却について、関連質問をいたします。

本議案の財産の処分についての事案は、小山町のまちづくりにとって極めて重要であり、大きな期待を寄せることができます。

小山町さんと同様に御殿場市内にある湯沢平の旧清掃センター跡地は、御殿場市にとっても大変重要な土地であると認識しているところです。今までの経緯を見ますと、広域議会での質疑に対して、御殿場市への売却について、両市町ではほぼ了解を得られていると認識しております。いずれは御殿場市で買わなければならない財産の処分事案にな

るだろうと考えているところです。RDFセンター跡地の財産処分の審議というこのときに、先送りを避け、湯沢平の旧清掃センター跡地の売買に関する覚書を交わすことが肝要と考えます。

御殿場市はただいま跡地の使途を検討中であります。御殿場市の意思を尊重する内容の覚書を交わすことについての御見解をお伺いいたします。

でき得れば30年度内に実行していただくことを強く求めるところです。

以上です。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（勝間田守正君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

現在のところ、議員がおっしゃいましたとおり、御殿場市からは跡地の利用計画につきましては検討中であり、売買の時期を提示することが難しいと回答をいただいております。

組合といたしましては、旧清掃センター跡地の利用につきましては、御殿場市の施策となることから、具体的な事業等の覚書を交わすことは難しいと考えますが、あくまでも、この土地については御殿場市の意向を尊重した上で、今後売買等を行っていくことを再度、決裁等で確認してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と黒澤佳壽子君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑はありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第9号「財産の処分について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

この際、本席より諸般の連絡をいたします。

来る10月9日午後1時30分から9月定例会を再開いたしますので、定刻までに議場に御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

午後2時36分 散会

第 2 日

平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会会議録(第2号)

平成30年10月9日(火曜日)

○議事日程

平成30年10月9日 午後1時30分 開議

日程第1 認定第1号 平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 勝 亦 功 君	2番 勝間田 博文 君
3番 黒 澤 佳壽子 君	5番 杉 山 護 君
6番 鈴 木 豊 君	7番 遠 藤 豪 君
8番 高 橋 利 典 君	10番 藪 田 豊 造 君
11番 土 屋 光 行 君	12番 渡 辺 悦 郎 君
13番 大 窪 民 主 君	14番 高 畑 博 行 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

管 理 者	若 林 洋 平 君
副 管 理 者	込 山 正 秀 君
副 管 理 者	勝 又 正 美 君
会 計 管 理 者	勝 又 正 仁 君
事 務 局 長	長 田 喜 明 君
消 防 長	村 松 秀 樹 君
庶 務 課 長	勝間田 守 正 君
資 源 循 環 課 長	佐 藤 暁 将 君
事務局次長兼衛生センター所長	勝間田 邦 雄 君
管 理 課 長	勝間田 誠 司 君
予 防 課 長	平 野 利 政 君
通 信 指 令 課 長	小 澤 進 君
御 殿 場 消 防 署 長	岩 田 誠 君
小 山 消 防 署 長	込 山 眞 治 君
御 殿 場 市 副 市 長	瀧 口 達 也 君
御 殿 場 市 企 画 部 長	井 上 仁 士 君

御殿場市総務部長	田代吉久君
御殿場市環境部長	勝又裕志君
小山町副町長	室伏博行君
小山町副町長	杉本昌一君
小山町企画総務部長	湯山博一君
小山町住民福祉部長	小野一彦君

○職務のため出席した者

庶務課総務スタッフ課長補佐	込山次保
庶務課総務スタッフ主任	勝亦俊尚
庶務課総務スタッフ主任	稲優子

○議長（大窪民主君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開議

○議長（大窪民主君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（大窪民主君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第2号）のほか、参考資料として、平成29年度決算質疑区分一覧表、以上でありますので、御確認ください。

○議長（大窪民主君）

日程第1 認定第1号「平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、過般の本会議において説明がなされておりますので、内容説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案に対する内容説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

まず、歳入について質疑ありませんか。

10番 藺田豊造議員

○10番（藺田豊造君）

10番、藺田豊造でございます。それでは、私から2点の歳入についての質問をさせていただきます。

1点目は、決算書の14ページ、15ページ、5款2項2目財産売払収入の備考欄、財産売払収入630万9,684円について質問します。

この金額は旧RDFの土地844.67㎡を小山町へ売却した収入と説明を受けましたが、土地の1㎡当たりの価格は7,470円になります。当局が初日に上程した議案第9号では、2万1,709.42㎡が1億7,693万1,000円で小山町へ売却されました。1㎡当たりの価格は8,150円であり、1㎡当たり680円高くなっています。どちらも不動産鑑定を受けているようですが、このような一体的な敷地であるにもかかわらず、相違があることについてお伺いいたします。

2点目は、決算書の16ページ、17ページ、8款2項1目雑入の備考欄の焼却センター売電料、1億4,245万2,072円について質問します。

唐突ですが、入るを広げ出ざるを制するのは財政の基本であります。今回の売電収益は当局の方々の努力、工夫の結果が伺えるものであり、平成28年度に比べて19%ほどの増額となっています。一方、決算附属資料16ページによりますと、平成28年度に比べてわずか1.9%の増加にとどまっています。平成29年度は10月から再資源化センターが稼働するため、売電にかかる歳入が減少すると聞き及んでいましたが、このような結果になった理由についてお伺いいたします。

以上の2点です。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（勝間田守正君）

それでは、私からは1点目の質問についてお答えいたします。

5款2項2目財産売払収入に計上しました小山町への用地の売払収入につきましては、平成29年6月23日に組合と小山町とで締結いたしました土地売買契約に基づくものであります。

土地の1㎡当たりの単価につきましては、小山町の足柄サービスエリア周辺道路整備事業における用地買収単価と、組合が平成27年11月に不動産鑑定評価により算定した価格に基づき、組合と町とで協議して決定いたしました。

一方、本定例会初日に上程させていただきました財産の処分における1㎡当たりの単

価の決定につきましては、組合は、平成29年度に小山町の周辺道路整備事業により周辺の形態が変わったことから平成29年11月に再鑑定を実施いたしました。

その結果、減価要因となっていました敷地内の山林状の傾斜地が減少したこと、敷地の北西側が幅員12mの町道に接面する用地となったことを理由に、1㎡当たり680円高くなりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大窪民主君）

資源循環課長

○資源循環課長（佐藤暁将君）

ただいまの2点目の御質問についてお答えします。

焼却センターでは、運転開始当初から東京電力エナジーパートナー株式会社へ売電をしていました。

しかし、平成28年度当初から、「燃料費調整制度」が導入され、円高・原油の価格安などの影響により、電気の買い取り価格が下がり傾向となったため、東京電力よりも売電収益を多く見込める日立造船株式会社へと11月から売電先を変更しています。

この結果、平成28年度に対して、平成29年度の電力市場における買い取り価格が、為替や原油価格の変動等の影響もあって、売電収益は約19%、金額で2,260万円余の増額となりました。

次に、売電電力量の1.9%、約17万2,000Kwhの増加につきましては、燃料となるごみの低位発熱量の分析結果のデータが昨年と全く同じ状況の中で、ごみの焼却量が約1.8%、約590t増えたことが主な要因であると考えられます。

また、10月から再資源化センターが稼働し、焼却センターから無償で電力を供給していますが、SPCによる施設の運転管理において、日ごろから省エネを念頭に、効率的な運転管理を心がけていただいたことで、あらかじめ組合に提示された半年間の使用電力量、約40万3,000Kwhに対し、実際に消費された電力量は約50%以下、約19万7,000Kwhとなりました。このことも売電電力量が減少しなかった一因となっています。

いずれにしましても、今後も、焼却及び再資源化センターの運転管理を適切に行うことで、売電収益の安定的な確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と 藪田豊造君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑ありませんか。

14番 高畑博行議員

○14番（高畑博行君）

14番、高畑博行です。指定ごみ袋廃棄物処理手数料の動向とごみの減量化について1点、お伺いいたします。

決算書の12、13ページ、2款2項1目、衛生手数料のうち備考欄の廃棄物処理手数料の指定ごみ袋の収入額は1億1,662万1,000円の歳入があります。この額は決算附属資料の17ページを見ると、昨年度から1,273万8,000円の減額です。また、指定ごみ袋の販売数で見ても、300不燃ごみ袋を除けば、ほかは全て可燃ごみ袋も不燃ごみ袋も販売数が前年度より減っています。

また、同じ決算附属資料17ページの焼却センターの可燃ごみ及び汚泥搬入量の資料でも、御殿場市、小山町とも平成28年度より搬入量が減っています。この傾向から考えますと、ごみの減量化が進んでいると考えていいのかなと思われるわけですが、当局の見解を伺います。

○議長（大窪民主君）

資源循環課長

○資源循環課長（佐藤暁将君）

ただいまの御質問についてお答えします。

まず、初めに、指定ごみ袋の販売数が前年度に比べて、減少しているとの御指摘につきましては、平成29年3月に、小山町内のごみ袋販売店舗で、一度に大量のごみ袋の納入があったため、店舗に事情を問い合わせたところ、ある事業所から大量の購入依頼を受け、その全てを納品したとの回答がありました。

平成29年度には、このような特異な発注は、見受けられませんでしたので、ごみ袋の販売数が減少した理由は、前年度の大量発注が原因であったと思われます。

また、この大量発注の販売数を除きますと、平成29年度の袋の販売実績値と前年度の実績値は、ほぼ同程度となるため、今後は、平成29年度の販売数量で安定していくのではないかと考えています。

次に、決算附属資料17ページの「焼却センターの可燃ごみ及び汚泥搬入量」の御殿場市と小山町の搬入量ですが、市のデータには、粗大廃棄物の破碎による可燃残渣の搬入量が半年間だけ含まれていますので、そのままのデータでは比較ができません。

そこで、決算附属資料には掲載がありませんが、ごみステーションから回収されるごみ量につきましては、市町共通の指定ごみ袋制度が導入された平成27年度を基準に、28年度、29年度の増減率は、市はマイナス0.48%、マイナス0.01%、町は、プラス1.86%、マイナス1.58%と、わずかな減量または横ばいの状況となっています。

なお、ごみの搬入につきましては、今後も市町と連携し、減量化に向けて周知・啓発

に努めてまいります。

以上答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と高畑博行君)

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑ありませんか。

11番 土屋光行議員

○11番（土屋光行君）

11番、土屋光行です。歳入に関して2点、お願いいたします。

まず、決算書、12ページ、13ページにおいて、2款使用料及び手数料、2項2目1節消防手数料、備考欄の煙火消費許可申請手数料27万円余に関して、確認するような意味ですけれども、質疑させていただきます。

まず、3つありますが、煙火事業所の今の状況、それから2番目に、許可申請数と手数料（単価）などについてお伺いしたいと思います。

それから3つ目ですけれども、煙火事業所の今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、2つ目の質疑ですが、決算書の16ページ、17ページ、8款諸収入、2項1目1節雑入、備考欄の東名救急業務支弁金745万円余に関して、3つお伺いいたします。

1つは、この業務の内容について。業務の件数と数値的なものは理解しておりますけれども、具体的な業務内容についてお伺いいたします。

2番目、特にこの業務において特筆すべき業務をお伺いしたい。

3つ目は、業務の今後の課題などについてお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（大窪民主君）

御殿場消防署長

○御殿場消防署長（岩田 誠君）

私からは、2点の質問についてお答えいたします。

最初に、煙火事業所の状況についてですが、御殿場市・小山町内には1事業所が所在しております。平成29年度煙火消費許可申請した煙火事業所は、御殿場市・小山町内の1事業所のほか、県内、県外の事業所からも申請がされております。

次に、申請数及び手数料単価についてですが、手数料単価は7,900円です。平成29年度申請数は35件ありました。

最後に、煙火事業所の今後の見通しについてですが、過去の申請数が、平成28年度・34件、平成27年度・37件、平成26年度・33件となっており、煙火消費するイベント数は横ばい状態で、事業所につきましても、例年どおりの申請件数で推移し

ています。

今後も煙火消費許可申請にあつては厳正な審査を実施し、安全に煙火の消費ができるよう指導していきます。

続きまして、2点目の東名救急業務支弁金に関する業務内容についてお答えいたします。

業務内容ですが、東名高速道路で発生した、救急事案全般に出動します。管轄区間は、上り線は御殿場インターチェンジから大井松田インターチェンジまで、下り線は御殿場インターチェンジから裾野インターチェンジまで、新東名は御殿場ジャンクションから長泉沼津インターチェンジまでが当消防の管轄となります。

次に、特筆すべき業務等につきましては、平成29年は149件の出動があり、事故種別では急病が74件と一番多く、次に交通事故が56件あり、この2つの事故種別で全体の87%を占めています。急病の多くがサービスエリア内で発生し、過去3年の推移では交通事故を上回っています。

次に、業務の課題等についてですが、平成32年度の新東名高速道路開通を踏まえ、新たに仁杉地先にできる御殿場インターチェンジについて、御殿場市では2つ目のインターチェンジとなるわけですが、当消防ではこれらに伴う出動体制の編成を再構築し、高機能消防指令システムに反映させ、出動体制の確立を図ります。

今後も市町民の安心・安全な生活を目指し、救急業務のさらなる向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と土屋光行君)

○議長 (大窪民主君)

ほかに質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員

○3番 (黒澤佳壽子君)

1点、伺います。先ほど藺田議員が質問されましたけれども、また違う角度から質問させていただきます。

8款の諸収入、16ページです。1項1目雑入の焼却センター発電売電料1億4,245万円余についてです。

まず、発電状況について、2番が、焼却センターで使う電気量について、3番が、売電先は日立造船に変わったということですが、安定供給はできているか。

以上です。

○議長 (大窪民主君)

資源循環課長

○資源循環課長（佐藤暁将君）

ただいまの御質問についてお答えします。

初めに、発電状況につきましては、焼却センターでは、2つある焼却炉を同時に稼働させ、その期間を極力長くすることで、年間の発電量の最大化を図っています。

また、発電のための燃料となるごみの低位発熱量が、運転開始当初から非常に高い傾向を維持しているため、このことが発電量を増加させる主な要因となって、予測を上回る発電量が安定的に確保されています。

次に、平成29年度に焼却センターで使用した電気量は、約5,970Mwhです。で、年間の総発電量約1万5,680Mwhに対し、約4割を消費していることとなります。

なお、この消費割合は運転開始当初から現在まで、ほぼ一定となっています。

最後に、売電先への電力の安定供給につきましては、SPCが毎週月曜日に、今週分と来週分の送電予定量を電力会社へ報告し調整しています。ただし、送電予定量はあくまでも目安であって、仮に送電を行わなくてもペナルティー等はありません。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と黒澤佳壽子君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて歳入の質疑を終結いたします。

続いて、歳出の質疑に入ります。

まず、1款議会費、2款総務費、3款衛生費について質疑ありませんか。

6番 鈴木 豊議員

○6番（鈴木 豊君）

6番、鈴木 豊です。今回、歳出の3款衛生費、2項清掃費において2点ほどお伺いいたします。

まず、1点目で、決算書25ページの3款2項1目塵芥処理費、13節委託料の不用額715万9,922円の不用額について、昨年より若干多いと思いますが、不用額が残った理由は何か、お伺いしたいと思います。

次に、2点目ですが、同じく決算書の25ページの3款2項2目し尿処理費の備考欄2、施設管理費の⑤施設修繕整備事業の4,345万4,340円について、昨年より増額となっているが、どのような内容の修繕かと、これは長寿命化による修繕と考えて

よいのか、また、衛生センターの新処理施設についての検討は進んでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（大窪民主君）

資源循環課長

○資源循環課長（佐藤暁将君）

ただいまの1点目の御質問にお答えします。

塵芥処理費、13節委託料の不用額につきましては、決算書22、23ページ、3款2項1目塵芥処理費の備考欄をごらんください。

初めに、2の焼却センター運営費、①の焼却センター運営維持管理費において、ごみの搬入量が見込みより少なかったことで、SPCに支払う委託費が約190万円の減額となりました。

次に、3の指定ごみ袋作製等事業において、指定ごみ袋の販売量が見込みより少なかったことで調達・配送委託費が約240万円の減額となりました。

最後に、4の旧施設管理費において、旧RDFセンター解体設計業務及び施設内に残った産業廃棄物処理委託についての入札差金等で約280万円が生じたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大窪民主君）

衛生センター所長

○衛生センター所長（勝間田邦雄君）

続きまして、大きな2点目の御質問についてお答えいたします。

初めに、修繕内容につきましては、議員御指摘のとおり、平成29年度に策定しました「衛生センター長寿命化総合計画」に基づき修繕を実施したものでございます。

主な修繕としましては、曝気ブロワ、ガス攪拌ブロワ各1台の交換修繕に799万円余、余剰汚泥引き抜きポンプなど8台のポンプ交換修繕に790万円余、搬入車両受入口通路側修繕に289万円余、レベル計・流量計交換修繕に213万円余、ろ過原水ポンプ配管交換修繕に297万円など、36業務の修繕を実施しました。

次に、衛生センターの更新計画についてお答えします。

更新計画において、最重要事項である建設場所につきましては、現時点では確定していませんが、周辺環境への影響等を十分に考慮し、建設候補地を選定する必要があります。候補地選定に当たっては、候補地区、隣接地区、関係機関と協議を重ね、合意形成を構築いたします。

更新計画期間は、衛生センターを、焼却センター、再資源化センターと同様に、PFI方式で建設するとした場合、準備期間、施設整備基本構想、循環型社会形成推進地域

計画策定、し尿処理施設基本計画・基本設計、生活環境影響調査、PFI導入可能性調査、造成、施設建設工事などのし尿処理整備スケジュールを経て、運用を開始するのに約7年を要することから、2020東京オリンピック・パラリンピック終了後に衛生センター建設準備室を立ち上げ、更新計画を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

(「終わります。」と鈴木 豊君)

○議長(大窪民主君)

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(大窪民主君)

質疑なしと認めます。

これにて1款、2款、3款の質疑を終結いたします。

次に、4款消防費、5款公債費、6款予備費について質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員

○3番(黒澤佳壽子君)

1点、質問いたします。4款の消防費に関連して質問いたします。

附属資料の24ページに出ています火災概要、原因別火災発生状況件数について質問いたします。

まず、報告によりますと、放火・放火の疑いが3件、これは28年度は2件ということで、29年度は1件増加していますが、こういう場合、警察署との連携について、そして、その後の措置について。

次は、火入れの飛火・拡大・消火の不始末についてです。29年度がたき火はゼロ件、28年度が11件、消火の不始末が29年度ゼロ件で28年度が11件、たき火が29年度が12件ですが、28年度がゼロ件、こんなに大幅の増減があるのかと、ちょっと疑いを持つところです。この数字のマジックみたいなものに説明をお願いしたいと思います。

たき火ですが、不法と思われるたき火をたまに見かけるんですが、広域組合として、総合的に考えた大人への啓発について質問いたします。

以上です。

○議長(大窪民主君)

予防課長

○予防課長(平野利政君)

ただいまの御質問の1点目と2点目についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問の放火・放火の疑いに関しましては、初めに平成29年度の内

訳を説明させていただきます。放火自殺関連が2件、共同住宅の通路における放火の疑いが1件の合計3件となっています。

御質問の警察との連携に関しましては、消防は、火災現場では消火活動を行うとともに火災原因及び損害の調査を行っております。その際には消防が優先されますが、焼死者の発生や、不審な点が発見されると、消防は警察に連絡して、警察の捜査に協力することになります。警察は主に人によって引き起こされた事件について対処します。全ての火災について、互いに協力し連携することで迅速に対応し、より力を発揮できるものと考えております。

次に、その後の措置に関しましては、警察により放火の事実の判明や容疑者が逮捕された場合は、警察から消防へ情報提供されます。また、容疑者が逮捕されず放火が連続する場合は、互いに協力し火災の調査及び警戒を行っております。

次に、2点目の御質問の火入れの飛火・拡大・消火の不始末及びたき火等の増減とその分析に関しましては、平成29年度より国の火災統計の標記に合わせ、同一の行為として取り扱い、火入れの飛火・拡大・消火の不始末をたき火等の標記に変更しましたので、件数的には、ほぼ横ばいに推移しており、人為的な不注意による火災をなくすことが重要であると考えております。

次に、大人への啓発に関しましてお答えします。御殿場市・小山町の火災原因となっているたき火等は、議員御指摘のとおり、大人への啓発が重要となります。対策の一環として、幼年消防クラブの活動の中では、クラブ員の各家庭への啓発や、防火パレードでの市町民へ火災予防の呼びかけを行いました。また、回覧版、同報無線、広報誌、富士山GOGOエフエム並びに車両による火災予防広報を実施いたしました。主なものは、たき火等を行うときの注意点として、消火の準備をする、監視の履行とその場を離れない、周りに燃えやすい物がないか確認し、強風時には行わないなどの内容でございます。

今後も市・町の関係部局と連携して、啓発及び巡視等を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と黒澤佳壽子君)

○議長(大窪民主君)

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(大窪民主君)

質疑なしと認めます。

これにて4款、5款、6款の質疑を終結いたします。

次に、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

8番 高橋利典議員

○ 8 番（高橋利典君）

決算書の 40 ページ、基金の諸施設整備等基金についてお伺いいたします。

前年度末現在高 1 億 9, 810 万 6, 397 円で、決算年度中増減高では、増加が 1 億 31 万 2, 094 円、減少が 1 億 9, 831 万 7, 000 円で、決算年度末現在高 1 億 10 万 1, 191 円となっておりますけれども、決算年度中の増減の内容について、また、決算年度末現在高の評価、分析はいかがか伺います。

以上です。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（勝間田守正君）

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

1 点目の決算年度中の増減の内容についてお答えいたします。

まず増加についてですが、元金 1 億 9, 810 万 6, 397 円に対する利子が 30 万 7, 064 円、元金 1 億円に対する利子が 5, 030 円で、合計 31 万 2, 094 円の利子がついております。また、平成 28 年度の決算確定により実質収支額のうち 1 億円を基金元金として積み立てました。

次に、減少についてですが、旧 R D F センター解体工事に充当するため 1 億 9, 831 万 7, 000 円を繰り入れました。

次に、2 点目の評価・分析につきましてお答えいたします。

この基金は、平成 29 年度当初予算の段階では、「ごみ再資源化施設整備費」に全額を充当し、その後は廃止する予定でしたが、昨年の 9 月議会において、それまで「ごみ処理施設建設基金」として積み立てていた基金を「諸施設整備等基金」と名称変更し、今後想定される組合管理の諸施設の建て替え、大改修等に充当できるよう内容を変更する条例改正を行いました。

現時点の組合の評価といたしましては、現在組合管理の諸施設の管理計画を策定しておりますが、ごみ処理施設以外の施設については、建設後、かなりの年数が経過していることから、資金の不足は明確であり、財源の確保が必要となります。

決算附属資料 12 ページにありますとおり、ごみ処理施設整備事業債の償還が多額となっておりますので、今後の市町の負担の軽減につなげるためにもこの基金を充実していくことが重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と高橋利典君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて歳入歳出全般について質疑を終結いたします。

以上で、認定第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、認定第1号「平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

○議長（大窪民主君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 大 窪 民 主

署名議員 渡 辺 悦 郎

署名議員 高 畑 博 行